

# 第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画

(令和8年度～令和12年度)

概要版

## 策定の趣旨

### ■現状や社会の変化■

少子高齢化や若者の流出傾向等による人口減少、地域社会の担い手不足が深刻化  
働き方や価値観、生活様式の多様化、デジタル化の進展など社会の急速な変化

これらの現状や社会の変化を踏まえ、持続可能な地域づくりを進めるために

誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、公平性が確保され、自らの意志で  
安心して参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」

緊急かつ  
重要な課題

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、新たな段階への取組を推進するため、市と事業者及び市民と、さらには近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、この計画を策定しました。

## 基本理念（薩摩川内市男女共同参画基本条例第3条）

- すべての人の人権の尊重
- 社会における制度・慣行についての配慮
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の調和
- 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮
- 国際的協調

## 基本目標

- 市民一人ひとりの人権が尊重され
- すべての人が多様な生き方が選択でき、  
個性や能力が発揮できるまちの実現
  - 笑顔がつながり、健康で、誰もが安心して  
自分らしく暮らすことができるまちの実現

## 重点目標

- 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
- 3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）  
【女性活躍推進計画】
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備【困難女性支援計画】
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

### 薩摩川内市男女共同参画審議会

構成：学識経験者、各団体機関の代表、  
一般公募など16人以内

提言・答申 ↓ ↑ 諮問

薩摩川内市長

コミュニティ課

薩摩川内市  
男女共同参画  
推進検討会

関係各課・機関

連携  
協働

- 男女共同参画基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 薩摩川内市男女共同参画基本条例
- 第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画

市民

事業者

国・県・  
他市町村・  
関係機関

連携・協働

市民団体

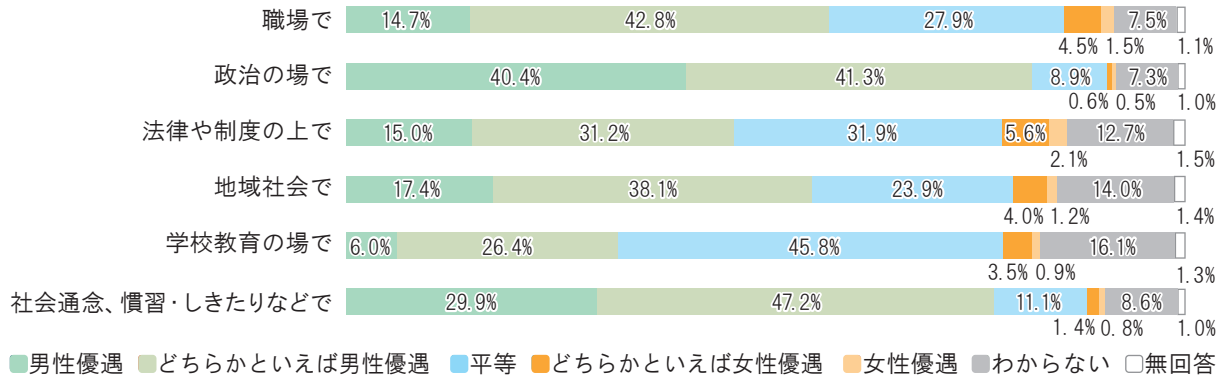
県地域  
推進員

推進体制

# 薩摩川内市の男女共同参画の現状

## 男女の地位の平等感

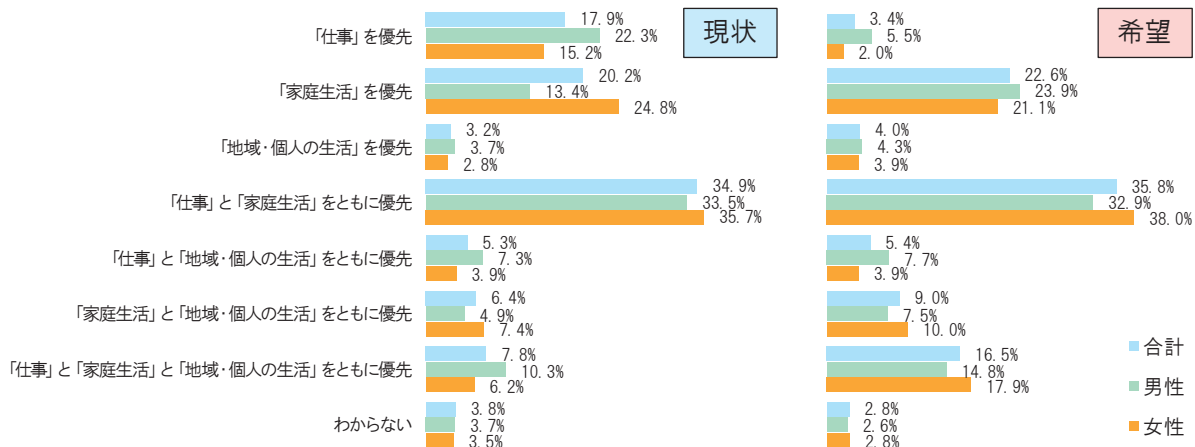
「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」で約7割、「職場」「地域社会」で約半数以上の人々が、「男性の方が優遇されている」と感じており、「男女共同参画社会が進まない原因」として、約6割の人が「社会通念や慣習・しきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多い」をあげています。



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

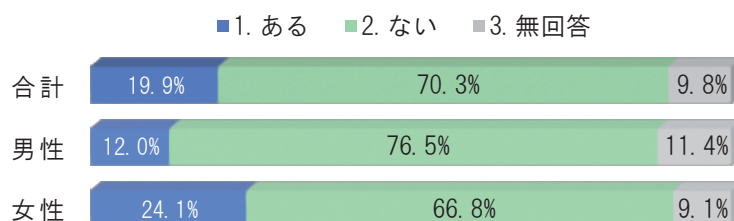
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、男女ともに「仕事」と「家庭生活」等との両立を希望している割合は高いが、男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先している割合が高い傾向が見られました。また、希望と現状の差が一番大きかった回答項目は、男女ともに「仕事」を優先との回答でした。



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

## 配偶者等からの暴力被害の相談経験

配偶者等からの暴力被害を受けたことがあると回答した人のうち「どこかに相談した」と回答した人は、19.9%に留まっており、以前よりも改善しているものの、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

## 重点目標 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり

政策・方針決定過程に多様な人々が参画することは、持続可能で活力ある社会づくりに重要です。しかし、現状では固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響から、女性の参画が十分ではない状況があります。また、性のあり方に関する偏見等による困難も存在します。すべての人が尊重され能力を発揮できる社会の実現に向け、慣行の点検や見直しを進めることと、市民の自分ごととしての気づきから行動変容につながる広報・啓発に取り組みます。

## 重点目標 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消

男女共同参画社会の基盤は、教育・学習であり、市民意識調査でも多くの人々が学びの充実を求めています。学校、地域、職場等が相互に連携し社会全体に広げていくことと、男女共同参画やジェンダー平等の理解促進には、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育における取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育み、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていきます。

## 重点目標 3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）

女性活躍推進計画

すべての人が、仕事と生活との二者択一を迫られることなく働き続けられるようにするためには、働き方改革や固定的な性別役割分担意識の解消、男性の育児休業取得の推進などを通じて、誰もが安心して働き、能力を発揮できる環境づくりが必要です。子育てや介護に関する支援策と連携した柔軟な働き方の推進、地域や事業所との協働、そして一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていきます。

## 重点目標 4 生涯を通じたすべての人の健康支援

すべての人が、健康を享受できるためには、性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身の健康について、自ら積極的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことが必要です。また、望まない妊娠や性感染症の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻むジェンダーがあり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。そこで、生涯を通じた心身の健康を支援するため、引き続きセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について普及啓発を図るとともに、総合的な取組を推進します。

## 重点目標 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会の中で女性に対する差別や偏見が存在しています。また、被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから問題が潜在化・深刻化する傾向もあります。これらの暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実を図り、相談につながりやすい環境整備や関係機関等との連携による総合的で切れ目のない支援を行います。

## 重点目標 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備

困難女性支援計画

女性は、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあり、さらに障害や、ルーツが外国にあること等を理由に社会的困難を抱えている場合、複合的な困難を抱えることが少なくありません。また、子どもの貧困や孤独・孤立対策等若年層を含め総合的に寄り添った切れ目のない支援が重要であること、また男性も、家庭や地域との関わり方や働き方の影響により、地域からの孤立化等の問題を抱える方がいます。様々な要因により、このような複雑化・複合化する困難や課題に、支援ニーズの違いを考慮した包括的支援体制の充実とともに、ジェンダーの視点を踏まえ、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに取り組みます。

## 重点目標 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

地域課題が多様化・複雑化する中、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。しかし、あらゆる場で固定的な性別役割分担意識や、ジェンダー意識に基づく慣行や、無意識の思い込みによって女性の居場所や出番を奪っていたり、若者や女性にとって地域参画の機会を阻む要因となったり、働きにくい環境となることがあり、若い女性が都市部へ流出する傾向が続く背景になっていると考えられています。こうしたことから、男女共同参画や地域コミュニティの意識の醸成を図り、多様な主体の連携による地域づくりに取り組みます。また、地域における災害の予防から復興に係る意思決定の場への女性の参画を進めます。

# 男女共同参画都市 さつませんだい宣言

わたしがいる あなたがいる あなたもたいせつ わたしもたいせつ  
あなたらしさ わたしらしさを尊重し 一人ひとりの権利を認め 責任を分かち合い 共に歩もう

心やすらぎ 夢をうみだし 生命うるおい 愛をはぐくむ  
笑顔でひろがるパートナーシップ そんな想いを子どもたちに伝えたい

性別を超え 世代を超え 一人ひとりが幸せを実感できる  
男女共同参画都市 薩摩川内を目指すことを わたしたちはここに宣言します

平成17年4月1日 薩摩川内市

## 薩摩川内市男女共同参画基本条例

この条例は、すべての人が性別、性のあり方、年齢、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、互いに認め合いその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、協働により進めていくために制定しています。

### 基本理念 (第3条)

- すべての人の人権の尊重
- 社会における制度・慣行についての配慮
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の調和
- 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮
- 国際的協調

### 市、事業所、市民の責務 (第4～6条)

- 市
  - ・ **施策(推進体制整備、積極的改善措置等)の総合的な策定及び実施**
  - ・ 国、県、広域市町村圏、事業者、市民との連携
- 事業者
  - ・ 事業活動に当たっての男女共同参画の体制の整備と推進
  - ・ 市の施策への協力
- 市民
  - ・ 家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野での男女共同参画の推進
  - ・ 市の施策への協力

### 教育の推進・障害行為の禁止・情報表示の留意 (第7～9条)

- あらゆる教育の場における、男女共同参画の基本理念に配慮した教育の実施
- あらゆる場において、性別等による差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の障害行為を行ってはならない
- 障害行為を助長、連想させる表現や、男女共同参画を阻害する恐れのある過度の性的な表現を行わないように努める

(前文から)

すべて人は平等であり、個人として尊重される存在です。しかし、性別による固定的な役割分担意識などによる社会通念や慣行が根強く残っていることなどによるジェンダーギャップや生きづらさが生じている現状があります。

さらに、少子化やデジタル技術の進展、価値観の多様化など社会の変化へ対応し、地域社会の持続的発展のためには、これらの現状を解消し、多様性が尊重され、誰もが安心して参加できる、つながり支え合える環境をつくることが重要であることから、男女共同参画社会を実現することを目指すものです。

### 基本的施策 (第10～19条)

- 基本計画の策定
- 推進体制の整備
- 施策の策定における配慮
- 事業者及び市民の理解を深めるための措置
- 事業者及び市民の活動に対する支援
- 相談等の対応
- 市民等の申出への対応
- **積極的改善措置(ポジティブアクション)**
- 情報の収集と分析
- 実施状況の報告と公表

### 男女共同参画審議会 (第20～25条)

男女共同参画の推進に関する施策や重要事項について審議及び調査研究する諮問機関

### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。